

消費生活相談室 です

新型コロナウイルス 給付金を装った 詐欺に注意



(国民生活センター事例より)

新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金に関連した相談が寄せられています。

手続きに関して、行政・公的機関、金融機関の職員が訪問し、通帳やキャッシュカードを預かったり、電話やメール・SNSで個人情報や暗証番号を聞き出したりすることは絶対にありません。また、申請の手続き費用も不要であり、そのような請求をすることもありません。

行政から委託されたという業者などからの電話や訪問、メール・SNSなどには反応せず、個人情報は教えないようにしましょう。

南空知消費生活相談室

毎週月・木曜日 13:00～16:00 勤労者福祉センター
毎月第2・4水曜日 13:00～15:00 ☎ 72-3581

< 注意事項 >

- 少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めに最寄りの消費生活センターを案内する「消費者ホットライン」の電話番号「188」を利用してください。
- 今後、新たな手口が現れる可能性があります。根拠のないうわさなどに惑わされずに、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

オレンジカフェ を開設

「認知症」という病気は特別なものではなく、誰にでも起こる可能性があります。オレンジカフェは認知症や介護に不安や疑問がある方、地域の方、どなたでも参加いただけます。

6月のテーマは「元気の出る体操～身体を動かして免疫力アップ!～」です。

内容については5月に予定していた内容をスライドして実施します。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、通常とは異なる時間、場所での開催を予定していますが、今後の動向により中止となることもあり得ます。また、コーヒーを楽しむカフェは当面、中止しますのでご了承ください。

【日時】
6月17日(水) 13:30～14:30
(時間が短縮になっています)

【場所】
総合福祉センター「しゃるる」大ホール
(場所が変更になっています)

【問い合わせ】
ガーデンハウスくりやま(朝日4) ☎ 72-2600



栗山青年会議所ホームページ
WEB まおいはこちら♪

<https://www.kuriyama-jc.jp/>



ま ち

子どもがキラキラ育つまち



という名の家族

【問い合わせ】
町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222

6月は食育月間

～家庭でできる食育～

食育推進基本計画で、毎年6月は「食育月間」と定められています。飽食の時代となった今、朝ごはんを食べない、偏った栄養しか取れていない、食生活の乱れなどが深刻化しています。

これらを解決するためにあるのが「食育」です。



●最近の食事情●

ここ近年の問題として、「こ食」があげられます。こ食の「こ」とは、ひとりで食べる「孤」食、好きな物を個々に食べる「個」食、好きな物しか食べない「固」食、食べる量が少ない「小」食、パンやパスタなど粉を使った主食だけ食べてしまう「粉」食。これらの事が日常的に行われてきているのです。



●楽しく食べよう!●

幼児期の食育で最初にするのは、「ちゃんと座って食べること」でも「残さず最後まで食べること」でもありません。まずは「食べることを好きになる」「食事を楽しむ」ことが1番。そのためには家族が揃って笑顔で「おいしいね」と言いながら、食事をすることで「食べるって楽しんだな」という感覚が育ちます。

●食材を育ててみる●

簡単に生育する野菜を育ててみるのはどうでしょう? 野菜のヘタの再生でもいいですし、プランターで育てた野菜を収穫し、食べることで「食」に対して興味関心を持ってもらうことが大切です。

こんなときには…

国民年金

の届け出が必要です

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。届け出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

もし届け出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取ることができなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

【問い合わせ】
町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

届け出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になってから2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合(厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者になります	・印鑑(※)
退職したとき (厚生年金を喪失した場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑(※) ・年金手帳 ・退職日が証明できるもの
配偶者に扶養されていたが、 ・配偶者が退職したとき ・扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります	・印鑑(※) ・年金手帳 ・退職日が証明できるもの

※本人自署の場合は不要です。